

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1 . 関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 育成者権侵害物品が輸出してはならない貨物とされることに伴い、当該物品の認定手続等に係る規定を整備することとする。(関税法施行令第 6 2 条の 2 ~ 第 6 2 条の 1 0 関係)
 - (2) 関税定率法に定めている輸入禁制品に係る規定の内容が関税法に移行することに伴い、知的財産侵害物品の認定手続等に係る規定の内容を関税定率法施行令から関税法施行令に移行することとする。(関税法施行令第 6 2 条の 1 1 ~ 第 6 2 条の 2 8 及び関税定率法施行令第 6 1 条の 3 ~ 第 6 1 条の 1 4 関係)
 - (3) 知的財産侵害物品の認定等に係る税関長の処分について審査請求がなされた場合に関税等不服審査会に諮問しなければならないこととするに伴い、同審査会に置かれている関税分科会を関税・知的財産分科会に改めることとする。(関税等不服審査会令第 5 条関係)
- 2 . 旭川空港が国際航空路線の空港として使用されることとなることに伴い、同空港を税関空港に指定することとする。(関税法施行令別表第二関係)
- 3 . その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 . この政令は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行することとする。ただし、2 については同月 8 日から、1 . については同年 7 月 1 日から施行することとする。